

死亡届出後の諸手続には以下のようなものがあります。詳しくは担当窓口におたずねください。

窓口番号	担当課	項目	内容等	必要なもの
1	福祉課	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳	・手帳の返還をしてください。	身体障害者手帳、精神障害者手帳療育手帳
		<input type="checkbox"/> 軍人恩給	・失権届について説明します。	
		<input type="checkbox"/> 介護保険	・被保険者証を返還してください。	受給者証
2	子育て支援課	<input type="checkbox"/> 児童手当、(特別)児童扶養手当	・死亡された方が受給者あるいは児童であった場合に手続をしてください。	
		<input type="checkbox"/> こども園等を利用するお子さんがおられる世帯	・保護者変更のあった場合に届出をしてください。	印鑑
3	住民課	<input type="checkbox"/> 世帯主変更	・死亡された方が世帯主であったため、 変更があれば届出をしてください。 様を世帯主にさせていただきました。	本人確認書類
		<input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの返還 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	・死亡されると失効しますので、返還してください。	印鑑登録証、住民基本台帳カード マイナンバーカード
		<input type="checkbox"/> 外国人住民の方	・在留カードまたは特別永住者証明書を14日以内に出入国在留管理庁に返納してください。	詳しくはお問い合わせください。 出入国在留管理庁 京都出張所 TEL 075-752-5997
		<input type="checkbox"/> 火葬料補助金交付申請	・詳しくは別紙をご覧ください。	
4	国保健康課	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	・被保険者証等の返還・変更等の手続きをしてください。 ・被保険者死亡の場合、葬祭費が支給されます。	被保険者証等(世帯主死亡の場合加入者全員分)、喪主の預金通帳、葬祭時の会葬礼状等
		<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	・被保険者証等の返還・保険料精算等の手続きをしてください。 ・葬祭費が支給されます。	被保険者証等、喪主の預金通帳、葬祭時の会葬礼状等、相続人代表者の預金通帳
		<input type="checkbox"/> 子育て支援医療・福祉医療	・受給者証を返還してください。	受給者証
		<input type="checkbox"/> 国民年金	・死亡された方が受給中の場合は未支給年金等の請求をしてください。 ※死亡された方の状況により手続き先は年金事務所になります。	年金証書、請求者の個人番号・預金通帳、 戸籍謄本等
23	産業・環境政策課	<input type="checkbox"/> し尿・浄化槽異動届	・世帯主変更のあった場合に届出をしてください。	
		<input type="checkbox"/> 飼い犬の所有者等変更	・所有者等の変更があった場合に届出をしてください。	
24	上下水道課	<input type="checkbox"/> 上下水道使用者等の変更	・使用者等の変更があった場合に届出をしてください。	
25	学校教育課	<input type="checkbox"/> 小学生・中学生のおられる世帯	・保護者変更のあった場合に届出をしてください。	

※上記以外にも手続が必要な場合もありますので、詳しくは担当課にお問い合わせください。

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

久御山町役場 住民課

TEL(075)631-6111 [代表]

TEL(0774)45-0001 [代表]